

## 静岡県福祉サービス第三者評価の結果

### ◎ 評価機関

名 称	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
所 在 地	静岡市葵区駿府町1-70
評価実施期間	21年8月20日～21年12月11日
評価調査者番号	①H16-a003
	②H20-b002
	③

### 1 福祉サービス事業者情報

#### (1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) ルンビニープレスクール	種別 保育所：
代表者氏名： (管理者) 石野里江	開設年月日 昭和48年4月 1 日
設置主体：社会福祉法人浜松児童福祉園 経営主体：社会福祉法人浜松児童福祉園	定員 60人 (利用人数) 65人
所在地：〒430-0932 浜松市中区北寺島町160	
連絡先電話番号： 053-453-3568	FAX番号 053-453-3568
ホームページアドレス	<a href="http://www.">http://www.</a>

#### (2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事
一般保育、延長保育、一時保育 相談事業・	花祭り・前期参観会・科学館見学・わくわくサマーデー・運動会・お芋堀大会・お遊戯会・みかん狩り遠足・成道会・餅つき大会・まめまき・涅槃会・ドッチボール大会・後期参観会・卒園旅行・楽しい音楽会・マラソン大会・ひな祭りと誕生会・卒園式
居 室 概 要	居室以外の施設設備の概要
保育室 0・1歳児・2歳児・3歳児・4・5歳保育室4部屋・	教材倉庫・休憩室・園長室兼医務室 調理室

#### 職員の配置

職 種	人 数	職 種	人 数
園長	1人	調理師	1人
保育士	11人	嘱託医師	1人
栄養士	1人		

## 2 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

### ◆ 特に評価の高い点

- ・保育における中・長期計画については、児童福祉園の運営理念に沿いながら、家庭的な保育をモットーに、保育園は昼間の家庭、園児は兄弟姉妹と位置付け子どもの気持ちを一番に考え、さらに保護者の意向を受け止めて保育計画の立案に取り組んでいます。
- ・職員が連携してなにごとにも前向きに取り組んでいます。
- ・各種マニュアルを整備し、適切に対応されています。
- ・ヒヤリハットの把握、毎朝の遊具点検等、子どもたちの安全を確保する配慮がなされています。
- ・行事後のアンケートや懇談会等から利用者の意向を把握し、課題に対して、迅速かつ適切に対応されています。
- ・園内には随所に季節を感じる花があふれ、自然にふれる機会や、園内の雰囲気作りに努めています。
- ・給食に対しては、栄養だけでなく、食べやすさや食育の面等を考慮した献立で、更におやつも手作りで提供されているなど、食への興味を高める取り組みが大いに見られます。

### ◆ 特に改善を求められる点

- ・マニュアルの作成等、組織として努力されていますが、今後は、実際のサービス提供場面に活かすことができるよう、職員会議等を通じた体制整備の確認が求められます。
- ・子どもが自発的に活動できる人的・設備的環境作りへの配慮が期待されます。
- ・外部による評価・監査が求められます。
- ・近隣地域の福祉ニーズの把握、民生委員児童委員や自治会等との連携など、地域とのさらなる関わりが求められます。

## 3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回第三者評価を受け、マニュアルをはじめ保育全体を見直す良い機会になりました。

一つひとつ評価項目を話し合い、確認し自己評価したことで、共通理解をしていく事ができました。今まで気づかなかった事を気づかせて頂く機会にもなり、保育士一人ひとりが自分を振り返り、基本に基づいて考える良い機会にもなりました。

また、保護者アンケートでは、日頃どのような事を考え望んでいるのかを率直な声として受け止める事ができました。園として、対応できることから取り組んでいきたいと思えます。

利用者の最善の利益を頭におき、今後もよりよい保育園となるよう頑張っていきたいと思えます。

#### 4 評価分類別評価内容

<p>評価対象Ⅰ</p> <p>1 理念・基本方針</p>	<p>*理念・基本方針ともに明文化され、園内各所の掲示、職員・保護者への配布がしっかりなされ、関係者の理解を促す姿勢がみらる。</p> <p>*職員、保護者だけでなく、近隣の地域へ周知徹底することが望まれる。</p>
<p>2 計画の策定</p>	<p>*中・長期計画が策定され、計画は職員の意向を踏まえて検討されている。</p> <p>*保護者に対しても、計画を十分説明することが望まれる。</p>
<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<p>*経営の改善・効率化に向けた取り組み・見直しを定期的に実施している。</p> <p>*質の向上にむけた取り組みはなされているが、その後の定期的な評価分析等のを実施が十分ではない。</p>
<p>評価対象Ⅱ</p> <p>1 経営状況の把握</p>	<p>*法人内の園長会議等により、外部・内部環境を把握し、改善に努めている。</p> <p>*外部監査を行っていない。</p>
<p>2 人材の確保・養成</p>	<p>*職員一人ひとりに対して、個別の研修計画の策定し、定期的に評価している。</p> <p>*職員一人ひとりの業務内容が明確にされているが、客観的な基準で行う人事考課は実施していない。</p>
<p>3 安全管理</p>	<p>*各種マニュアルが整備され、職員への周知徹底が図られている。</p> <p>*ヒヤリハット事例の活用により、事故防止に向けた具体的な取り組みがみらる。</p>
<p>4 地域との交流と連携</p>	<p>*関係機関との連携について、必要に応じて連絡をとっているが、定期的な情報交換等はなされていない。</p> <p>*小学校や老人会との交流が図られているが、近隣の地域の福祉ニーズを把握する取り組みが十分ではない。。</p>
<p>評価対象Ⅲ</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<p>*利用者の意向を把握する取り組みがなされ、把握した課題に迅速に対応している。</p> <p>*マニュアルがありその手順書に従って利用者の意見や相談事に対して適宜対応されている。また連絡ノートなど活用もある、掲示板など使って必要事項の連絡なども随時行われている。</p>

2 サービスの質の確保	<p>*園児一人ひとりの保育の対する指導計画が作られ、健康面などに関する事項については、行き届いた配慮がなされている。</p> <p>*サービスの質の向上にくけ定期的に評価を行い、改善すべき課題等を把握し改善していく取り組みが十分ではない。</p>
3 サービスの開始、継続	<p>*サービスの開始などについては入園時の説明などマニュアルに沿って手順どおりに行われている。また同意書もそろっている。</p> <p>*サービスの継続性について、退園にあたり事務处理的なことはマニュアルどおりに行われているが、転園の場合の必要な情報の提供や家庭保育に入る場合に必要な援助が受けられるような説明が十分ではない。</p>
4 サービス実施計画の策定	<p>*子どもや保護者などの情報が保育計画・指導計画の責任者に伝わるシステムはあるが、計画の作成やその評価見直しに関する組織としての手順等の文書化が十分でない。</p>

## 5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

## 5 評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
①	理念が明文化されている。	A
②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
①	理念や基本方針が職員に周知されている。	A
②	理念や基本方針が利用者等に周知している。	B

#### I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
①	中・長期計画が策定されている。	A
②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	A
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
①	計画の策定が組織的に行われている。	A
②	計画が職員や利用者等に周知されている。	B

#### I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	B
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
①	質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	B
②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	A

### 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

#### Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	B
②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	A
③	外部による評価・監査が実施され経営改善に取り組んでいる。	C

## Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
①	保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
②	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	B
③	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	C
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A
②	職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている。	A
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	B
②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	A
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	A
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
①	実習生の受け入れに関する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備している。	A
②	実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	B

## Ⅱ-3 安全管理

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 子どもの安全を確保するための取り組みが行われている。		
①	緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	A
②	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A
③	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	A
④	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	A
⑤	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	A
⑥	発生した事故を把握している。	A
⑦	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。	A
⑧	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	A
⑨	不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A

## Ⅱ-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
①	小学校との間で、小学生と園児が交流機会を設け、職員間の話し合いや研修等の連携の機会をもっている。	B
②	利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	B
③	施設が有する機能を地域に還元している。	B
④	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	A
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	必要な社会資源を明確にしている。	A
②	関係機関等との連携が適切に行われている。	B
③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに施設長まで届く体制になっている。	A
④	虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行なう体制が整っている。	A
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
①	地域の福祉ニーズを把握している。	B
②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
①	職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	B
②	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	A
③	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	A
④	子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行なっている。	A
⑤	子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	A
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	C
②	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	A
③	子どもの嗜好の把握に努め、家庭への食事に対する支援や情報提供など、食育に配慮している。	A
④	子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
⑤	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	A
⑥	沐浴・清拭時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A

	⑦ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取り組みを行っている。	A
	② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	B
	③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	A
	④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A
	⑤ 相談援助の困難な場合について対処方法がルール化されている。	B
	⑥ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面接などを行なっている。	B
	⑦ 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	A
	⑧ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	A

### Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
	① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	B
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	C
	③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	C
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	① 園児一人ひとりの保育について配慮された指導計画が作られている。組織における個々の保育についての標準的な実施方法が定められている。	A
	② 登降園時や保育中の子どもへの対応の標準的なマニュアル等が整備され、定期的な見直しが行われている。	B
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている		
	① 保育室の採光、換気、温湿度、清潔な子どもの生活空間への配慮がなされている。	A
	② 子どもが落ち着けたりくつろげたりするための工夫がなされている。	B
Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。		
	① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	A
	② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	④ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
	⑤ 身近な自然や社会とかがわれるような取り組みがなされている。	A
	⑥ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	B



	⑦ 絵本、物語などに親しみを持ち、文字、言葉、会話などに興味や関心をもてるような配慮がされている。	A
	⑧ 遊びや生活を通して、人間関係が育つように配慮している。	B
Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
	① 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	B
Ⅲ-2-(6) 子どもへの人権、文化の相違、性差等の配慮がされている。		
	① 子どもの人権に十分配慮し、文化の違いを認め尊重する心を育てたり、性別による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような配慮をしている。	A
Ⅲ-2-(7) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	① 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	② 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	③ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	C
	④ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	B
Ⅲ-2-(8) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行なわれている。	A
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	A
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	A

### Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	B
	② サービスの開始にあたり、利用者等に説明し同意を得ている。	A
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B

### Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行なっている。	A
	② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	A
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	① 保育計画が保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	B
	② 課題に対する指導計画が関係職員の連携のもとに作成されている。	B

③	食事（栄養管理を含む）について、アレルギー疾患など支援が必要な子どもに対して個別・具体的な支援方法が明示されている。	A
④	沐浴・清拭について、支援が必要な子どもの指導計画に基づき個別・具体的な支援方法が明示されている。	A
⑤	身だしなみや清潔保持について、具体的な支援方法が明示されている。	A
⑥	子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	A
⑦	指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	B
⑧	必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	B
⑨	子どもや保護者等の情報が保育計画、指導計画の責任者に確実に伝わる仕組みがある。	A
⑩	保育計画・指導計画を適切に策定している。	B
⑪	保育計画・指導計画の評価・見直しを行なっている。	B